

子どもに様々な  
経験をしてほしい

皆さんの子育てを応援します！

保育士に育児の  
相談がしたい



# こども誰でも 通園制度



市が令和6年度から、試行的事業として実施していた「こども誰でも通園制度」は、令和8年度から全国で本格実施となります。

市では、全ての子どもを育ちを応援するため、良質な成育環境の整備を進めています。また、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルに応じた支援の拡充に努めています。

## 対象者

- ★保育園などに在園していない0歳6か月～満3歳未満の子ども
- ★保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業、企業主導型保育施設

## 利用料

- 1時間当たり300円程度
- ※利用料の具体的な金額や給食費など、そのほかの実費負担については、実施施設にご確認ください。

## 利用者負担軽減

生活保護世帯など、世帯の状況により負担軽減があります。詳しくは、市ウェブサイトで公開予定です。

## 利用可能時間

1か月につき上限10時間（子ども1人当たり）

## 利用開始時期

- 4月から順次開始
- ※安全に保育できる環境が整い次第、受入を開始するため、施設により開始時期が異なります。

## 実施施設

- 市ウェブサイトで順次公開予定
- ※令和8年度からの本格実施に伴い、令和7年度と比較して実施施設が増減する可能性があります。

## 利用方法

- 1 乳児等支援給付認定の申請を行う  
市ウェブサイトで電子申請  
※認定されると、予約サイトのアカウントが発行されます。登録したメールアドレス宛に、予約サイトから翌2営業日以内に認定完了メールが届きます。  
※4月からの認定申請は、3月下旬以降に認定完了メールが届きます。
- 2 発行されたアカウントで、予約サイトから利用を希望する施設の事前面談を予約する  
※安全に保育を行うため、利用予約前にアレルギーなどの聞き取りを行う事前面談が必須となります。  
※0歳6か月に達すると利用できるようになると、0歳5か月の経過を目安に、事前面談の申込みをしてください。
- 3 予約サイトで、事前面談済の施設を予約する
- 4 利用日に施設へ向かう  
※施設に持ち物を確認し、用意してください。  
※予約時間外の入力は行っていません。
- 5 施設で利用料を支払う  
※施設ごとに支払方法が異なります。



▲詳しくはこちら

